

## 第83号議案 品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例

### 1 改正理由

区では現在、障害者の高齢化・重度化・親亡き後を見据えた居住支援のための機能を充実するため、障害者グループホームの整備を進めている。

今回、西大井三丁目に取得した用地（旧国家公務員宿舎跡地）を活用し、新たに知的障害者グループホーム「品川区立出石つばさの家」を開設することに伴い、所要の改正を行う。

なお、品川区立出石つばさの家では、従来からの実施事業である「共同生活援助」に加え、障害者の地域生活支援機能の充実のため「短期入所」を実施し、利用者の緊急受入れ等にも対応する。

### 2 改正の内容

- (1) 開設する施設 品川区立出石つばさの家  
(2) 所在地 品川区西大井三丁目11番19号  
(3) 実施する事業 共同生活援助および短期入所  
(4) 施設の構成

屋上	設備置場	
2階	6室×2ユニット	
1階	多目的室	6室×1ユニット

※別紙1平面図のとおり

- (5) 居室数 18室（うち2室は短期入所分）  
(6) 利用対象者 主に知的障害者のほか、身体障害者の利用も可とする。

### 3 施行期日

令和6年4月1日

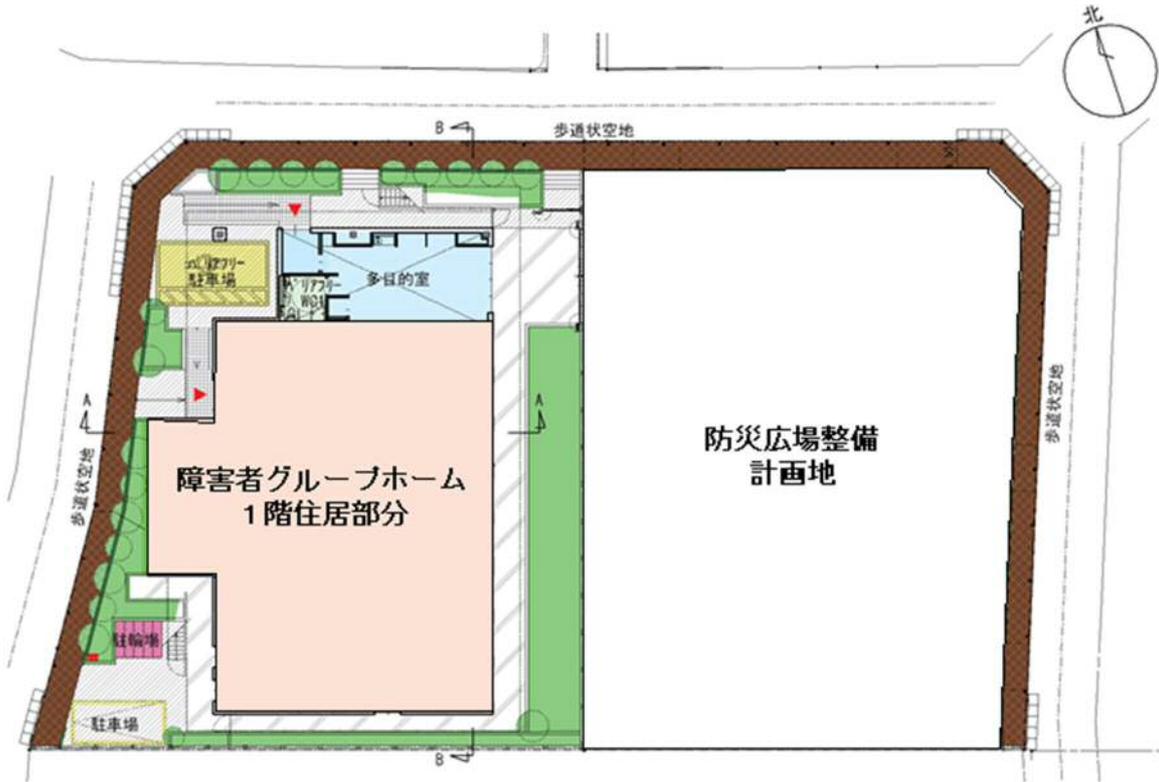
### 4 その他

- (1) 新旧対照表 別紙2のとおり  
(2) 防災広場整備 当施設の東側隣接地に、当該地域における発災時の安全を確保するための防災広場を整備する。  
(3) スケジュール 令和4年12月 既存建物解体工事・整備工事着工  
令和6年3月 工事竣工  
令和6年4月1日 開設

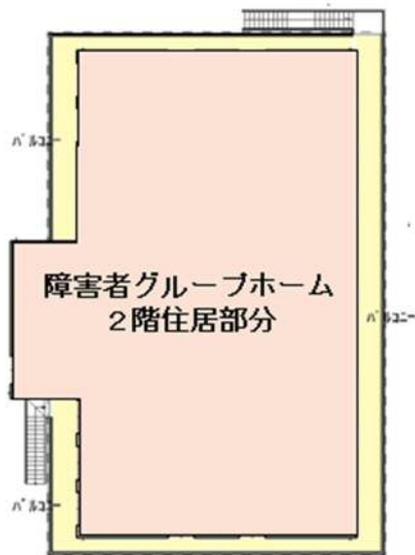
1 階平面図兼配置図

凡例

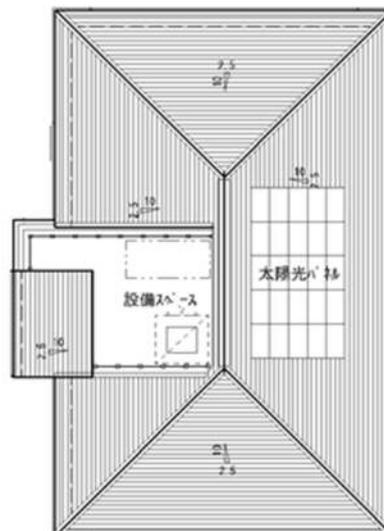
- 多目的室エリア
- グループホームエリア
- バルコニー



2 階平面図



屋上平面図



## 品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区立知的障害者グループホーム条例 平成3年7月9日条例第22号</p>	<p>○品川区立知的障害者グループホーム条例 平成3年7月9日条例第22号</p>
<p>改正</p> <p>平成5年12月13日条例第37号 平成11年3月25日条例第10号 平成12年7月14日条例第39号 平成17年7月15日条例第18号 平成17年10月24日条例第29号 平成18年3月31日条例第20号 平成19年3月30日条例第15号 平成24年3月26日条例第16号 平成25年3月27日条例第18号 平成25年10月22日条例第37号 平成30年3月28日条例第20号</p> <p><u>令和4年 月 日条例第 号</u></p>	<p>改正</p> <p>平成5年12月13日条例第37号 平成11年3月25日条例第10号 平成12年7月14日条例第39号 平成17年7月15日条例第18号 平成17年10月24日条例第29号 平成18年3月31日条例第20号 平成19年3月30日条例第15号 平成24年3月26日条例第16号 平成25年3月27日条例第18号 平成25年10月22日条例第37号 平成30年3月28日条例第20号</p>
<p>品川区立知的障害者グループホーム条例 (設置)</p>	<p>品川区立知的障害者グループホーム条例 (設置)</p>
<p>第1条 知的障害者に対し、生活の場を提供し、<u>日常生活に必要な援助を行う</u>ことにより、地域社会での自立生活の助長を図るとともに、<u>短期間の入所を必要とする知的障害者に対し、必要な支援を行うため</u>、品川区立知的障害者グループホーム（以下「グループホーム」という。）を設置する。</p>	<p>第1条 知的障害者に対し、生活の場を提供することにより、地域社会での自立生活の助長を図るため、品川区立知的障害者グループホーム（以下「グループホーム」という。）を設置する。</p>
<p><u>(定義)</u></p>	
<p><u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p>	
<p><u>(1) 短期入所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規</u></p>	

改正後

定する短期入所をいう。

(2) 共同生活援助 法第5条第17項に規定する共同生活援助をいう。

(名称、所在地および実施する事業)

第3条 グループホームの名称、所在地および実施する事業は、次のとおりとする。

名称	所在地	実施する事業
品川区立北品川つばさの家	東京都品川区北品川三丁目7番21号	共同生活援助
品川区立西大井つばさの家	東京都品川区西大井五丁目7番24号	共同生活援助
品川区立上大崎つばさの家	東京都品川区上大崎一丁目20番12号	共同生活援助
<u>品川区立出石つばさの家</u>	<u>東京都品川区西大井三丁目11番19号</u>	<u>短期入所</u> <u>共同生活援助</u>

削除

(利用者の要件)

第4条 グループホームを利用することができる者は、法第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けている知的障害者とする。

2 品川区立出石つばさの家に限り、第1条に規定する設置の目的に支障がないと認める場合にあつては、前項に規定する者に加え、法第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けている身体障害者も利用することができる。

(利用手続等)

改正前

(名称および所在地)

第2条 グループホームの名称および所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
品川区立北品川つばさの家	東京都品川区北品川三丁目7番21号
品川区立西大井つばさの家	東京都品川区西大井五丁目7番24号
品川区立上大崎つばさの家	東京都品川区上大崎一丁目20番12号

(事業)

第3条 グループホームにおいては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う。

(入居者の要件)

第4条 グループホームに入居することができる者は、法第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者とする。

(入居手続等)

改正後	改正前
<p>第5条 グループホームを<b>利用</b>しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>第5条 グループホームに<b>入居</b>しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p>
<p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<b>利用</b>の承認をしない。</p> <p>(1) <b>利用者</b>(グループホームの<b>利用</b>の承認を受けた者をいう。以下同じ。)が定員に達したとき。</p> <p>(2) グループホームの管理上支障があると認めたとき。</p> <p>(<b>利用料</b>等)</p>	<p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<b>入居</b>の承認をしない。</p> <p>(1) <b>入居者</b>(グループホームの<b>入居</b>の承認を受けた者をいう。以下同じ。)が定員に達したとき。</p> <p>(2) グループホームの管理上支障があると認めたとき。</p> <p>(<b>使用料</b>等)</p>
<p>第6条 <b>利用者</b>は、<b>利用料として法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を、使用料として家賃の額を納付しなければならない。ただし、利用者が短期入所を利用するときは、利用料に限る。</b></p>	<p>第6条 <b>入居者</b>は、<b>次に掲げる額の使用料</b>を納付しなければならない。</p>
<p><b>削除</b></p>	<p>(1) <b>法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</b></p>
<p><b>削除</b></p>	<p>(2) <b>家賃の額</b></p>
<p>2 前項の規定によるもののほか、<b>利用者</b>は、法第29条第1項に規定する特定費用について、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。</p> <p>(家賃の額等)</p>	<p>2 前項の規定によるもののほか、<b>入居者</b>は、法第29条第1項に規定する特定費用について、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。</p> <p>(家賃の額等)</p>
<p>第7条 前条第1項に規定する家賃の額は、月額3万円とする。</p>	<p>第7条 前条第1項<b>第2号</b>に規定する家賃の額は、月額3万円とする。</p>
<p>2 区長は、規則で定めるところにより家賃の額を減額し、または免除することができる。</p> <p>(<b>利用</b>承認の取消し)</p>	<p>2 区長は、規則で定めるところにより家賃の額を減額し、または免除することができる。</p> <p>(<b>入居</b>承認の取消し)</p>
<p>第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<b>利用</b>の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第4条に規定する<b>利用者</b>の要件を欠いたとき。</p> <p>(2) 団体生活に著しい支障を来す行為があったとき。</p> <p>(3) その他区長が必要と認めたとき。</p> <p>(明渡し)</p>	<p>第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<b>入居</b>の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第4条に規定する<b>入居者</b>の要件を欠いたとき。</p> <p>(2) 団体生活に著しい支障を来す行為があったとき。</p> <p>(3) その他区長が必要と認めたとき。</p> <p>(明渡し)</p>

改正後	改正前
<p>第9条 <b>利用者</b>は、前条の規定により<b>利用</b>の承認を取り消されたときは、区長が指定する期日までに、グループホームを原状に回復したうえ、明け渡さなければならない。この場合において、当該<b>利用者</b>は、損害賠償その他の請求をすることができない。</p> <p>(損害賠償)</p>	<p>第9条 <b>入居者</b>は、前条の規定により<b>入居</b>の承認を取り消されたときは、区長が指定する期日までに、グループホームを原状に回復したうえ、明け渡さなければならない。この場合において、当該<b>入居者</b>は、損害賠償その他の請求をすることができない。</p> <p>(損害賠償)</p>
<p>第10条 <b>利用者</b>は、グループホームの使用に際して、施設および設備（以下「施設等」という。）に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、または免除することができる。</p> <p>(グループホームの管理)</p>	<p>第10条 <b>入居者</b>は、グループホームの使用に際して、施設および設備（以下「施設等」という。）に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、または免除することができる。</p> <p>(グループホームの管理)</p>
<p>第11条 グループホームの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>	<p>第11条 グループホームの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>
<p>第12条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、グループホームの管理を行わせるに当たり、最も適していると認めた団体を候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) <b>利用者</b>の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。</p> <p>(2) グループホームの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>(3) グループホームの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。</p>	<p>第12条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、グループホームの管理を行わせるに当たり、最も適していると認めた団体を候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) <b>入居者</b>の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。</p> <p>(2) グループホームの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>(3) グループホームの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。</p>
<p>3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定</p>	<p>3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定</p>

改正後	改正前
<p>管理者として指定するものとする。  (指定管理者の行う業務)</p> <p>第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。  (1) 第3条に規定する事業の運営に関すること。  (2) 施設等の維持および修繕に関すること。  (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務  (指定管理者による個人情報の取扱い)</p> <p>第14条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。  (委任)</p> <p>第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 品川区立出石つばさの家の利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</u></p>	<p>管理者として指定するものとする。  (指定管理者の行う業務)</p> <p>第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。  (1) 第3条に規定する事業の運営に関すること。  (2) 施設等の維持および修繕に関すること。  (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務  (指定管理者による個人情報の取扱い)</p> <p>第14条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。  (委任)</p> <p>第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>